　　　令和４年２月２１日から２２日にかけての暴風及び大雪による農業用施設被害に対する災害復旧事業補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、令和４年２月２１日から２２日にかけての暴風及び大雪により農業用施設に被害があった者（以下「被災者」という。）に対し緊急に必要な措置を講じ、被災者の生活安定と生産基盤の早期復旧を図ることを目的とし、厚真町補助金交付規則（平成４年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

　（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　園芸作物栽培ハウス　園芸施設作物を栽培するパイプハウス及びそれに付随する被覆ビニール等をいう。

　(2)　農作業関連施設　園芸作物栽培ハウス以外のビニールハウス及びそれに付随する被覆ビニール等又は農作業機械等を格納する格納庫等をいう。

　(3)　被害　令和４年２月２１日から２２日にかけての暴風及び大雪による農業用施設被害をいう。

　(4)　農協　とまこまい広域農業協同組合又は鵡川農業協同組合をいう。

　(5)　正組合員　農協で組合員制度に定める正組合員をいう。

　(6)　准組合員　農協で組合員制度に定める准組合員をいう。

　（補助の対象）

第３条　補助の対象は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす農業用施設に係る復旧事業とする。

　(1)　前条第３号に掲げる被害を被った施設

　(2)　令和５年３月末までに復旧する施設

　（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は次の各号に掲げる額とする。

　(1)　復旧を行うための資材の購入に要した経費の額又は町が被害調査に基づき算定した復旧に要する経費の額のいずれか少ない額

　(2)　手持ちの資材により復旧した場合は、町が被害調査に基づき算定した復旧に要する経費の２分の１の額

　（補助率及び補助金等）

第５条　前条の経費に対する補助金の額は、町の予算の範囲内において次の各号に掲げるいずれかの額とし、算定した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額とする。ただし、１件あたりの算出補助金額が１０，０００円未満の時は対象外とし、かつ、農作業関連施設の補助金の額は２００万円を限度とする。

　(1)　園芸作物栽培ハウスの再建、修繕及び復旧を要した、かつ、農協の正組合員で農協の定める園芸施設災害復旧支援対策事業の補助金を受託した者は、補助対象経費の２５％の額

　(2)　園芸作物栽培ハウスの再建、修繕及び復旧を要した、かつ、農協の正組合員で農協の定める園芸施設災害復旧支援対策事業の補助金を受託していない者又は准組合員の者は、補助対象経費の３０％の額

　(3)　農作業関連施設の再建、修繕及び復旧を要した、かつ、共同施設の申請を行う者は、補助対象経費の３０％の額

　(4)　農作業関連施設の再建、修繕および復旧を要した、かつ、個人施設の申請を行う者は、補助対象経費の２０％の額

２　本補助金以外に、他の団体等から本補助金の補助対象経費を対象とした補助金又は助成金その他これに類するもの（以下「補助金等」という。）を受給する場合は、当該補助金等の額を本補助金の額から減額する。ただし、経営体育成支援事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２経営第７２９６号）別記２及び農協の定める園芸施設災害復旧支援対策事業要領（平成２９年１２月４日最終改正）による補助金はこの限りではない。

３　なお、被災者が受給する農業共済金、他の団体等からの補助金等又は本補助金の額の合計が復旧を行うための資材の購入に要した経費の額を超過する場合は、当該超過額を本補助金の額から減額する。

　（補助金の交付申請）

第６条　被災者は、事業が完了した場合、速やかに補助金交付申請書（規則様式第１号）及び復旧に要する費用が確認できる書類を添付するものとする。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和４年３月１０日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年５月３１日限り、この効力を失う。